内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「ニトロフラン類に係る食品健康影響評価に関する審議結果」意見募集担当 様

ニトロフラン類に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見

日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長 鬼武 一夫

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 29 番 8 号

電話: 03-5778-8109

◆セミカルバジド (SEM) の遺伝毒性、発がん性について

SEM は、ラットでは適切な発がん性試験が実施されていないため、ラットに対する発がん性は明確になっていませんが、雌マウスに肺腫瘍、血管腫を誘発することが明らかになっています。貴委員会では遺伝毒性試験、発がん性試験の結果から、その作用は強いものではないとし、食品から 10ppb オーダーの暴露であれば生体にとって特段問題となる遺伝毒性を示すことはないとしています。

しかし、SEM に遺伝子傷害性がないことは科学的に証明されていません。いくつかの *in vivo* 遺伝毒性 試験が実施され、すべて陰性との報告はありますが、発がん性が認められた雌マウスにおける *in vivo* 遺伝毒性試験は実施されていません。マウスに誘発された肺腫瘍、血管腫はヒドラジン類で認められる 代表的な腫瘍であり、SEM の発がん作用は強度としては弱いものであっても、質としてはヒドラジン類に共通するものであることを示しています。現時点では SEM の発がんメカニズムは解明されておらず、遺伝毒性を示すことはないとする判断は拙速です。以上のことを踏まえ、SEM については遺伝毒性発がん物質には閾値を設定できないとの原則に則った評価が適切であると考えます。

◆暴露マージン (MOE) 手法の採用について

SEM の食品健康影響評価において「生体に毒性影響を示す量と暴露量の間の MOE は大きく、リスクとしては小さい」と MOE 手法にもとづいた評価をしています。しかし、日本においては動物用医薬品のリスク評価に MOE 手法を採用することについての議論や合意はなされておらず、MOE の許容値も示されていません。また、暴露が有意なリスクとならないような MOE の許容値について、国際機関においても検討の最中です。EU では遺伝毒性発がん性物質の MOE 手法を用いて評価することについて独自に科学委員会で議論し、値の解釈についても記述しています。

MOE 手法を用いたリスク評価には十分な議論が必要です。それを抜きに、SEM の評価に MOE 手法を 採用することは拙速であると考えます。

参考資料:

- · Principles for modelling dose-response for the risk assessment of chemicals (Draft) WHO 2004
- •Opinion of the Scientific Committee on a request from EFSA related to A Harmonized Approach for Risk Assessment of Substances Which are both Genotoxic and Carcinogenic EFSA 2005

◆SEM の管理手法について

SEM の食品健康影響評価において、リスクの程度によっては分析対象として適切でない可能性がある としていますが、上記のとおり現時点では遺伝毒性について完全に否定されていないことから、引き続 き不検出の規制対象とすべきと考えます。

今回 SEM 評価の参考とした EFSA では、SEM を不検出の対象から除外していません。現在、SEM の不検出基準によって、動物用医薬品のニトロフラン類についての使用規制の実効性が担保されています。今後、SEM が規制対象から除外され、現行の検査法との同等性が示されないままに親化合物を分析対象(残留マーカー)とする方法が採用されることになれば、ニトロフラゾンの使用規制の実質的な緩和であり、適切に管理されていない畜水産物の輸入増加が危惧されます。以上のことから SEM を残留マーカーとする現行の管理が適切であると考えます。

また、EFSAではアゾジカルボンアミドのプラスチックガスケットへの使用を禁止し、食品中 SEM 含有量の低減に努めています。評価書では発生源対策や暴露の低減措置について「必要に応じて」行われるべきとしていますが、発生源としてすでに明らかになっているものについては、早急に代替物、代替技術等の対策を講じるよう、リスク管理機関である厚労省に強く勧告すべきであると考えます。

◆分析法について

評価書には、ニトロフラゾンそのものを測定対象とする場合は、代謝物である SEM が食品中の含有量及びヒトが摂取する暴露量以下になると考えられるレベルの検出感度が得られる分析法を採用すべきであると記載されています。すなわち、ニトロフラゾンの不検出だけでなく、SEM 濃度として 10ppb程度(瓶詰め食品 38 品目の平均含有量:17ppb)を下回ることを担保する検査法と検出限界が求められます。しかし、ニトロフラゾンは動物体内で速やかに代謝されることから、親化合物であるニトロフラゾンを残留マーカーとする方法は適切ではなく、SEM を残留マーカーにした経緯があります。ニトロフラゾンを残留マーカーとして、SEM 濃度として 10ppb 以下を担保するためには、ニトロフラゾンについて相当程度低い検出限界を設定することが必要と思われます。

厚労省からは、ニトロフラゾンについて検出限界を 1ppb とする分析法が示されています。しかし、この分析法によって貴委員会の指摘した SEM レベルが確認できるとするデータは示されていません。 厚労省の示したニトロフラゾンの分析法について、貴委員会の評価書に記載された要件を満たすものか、ニトロフラゾンの代謝と合わせて、改めて専門調査会で審議すべきであると考えます。